

GET ビジネス学習館  
2014 行政書士講座

第7回 憲法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

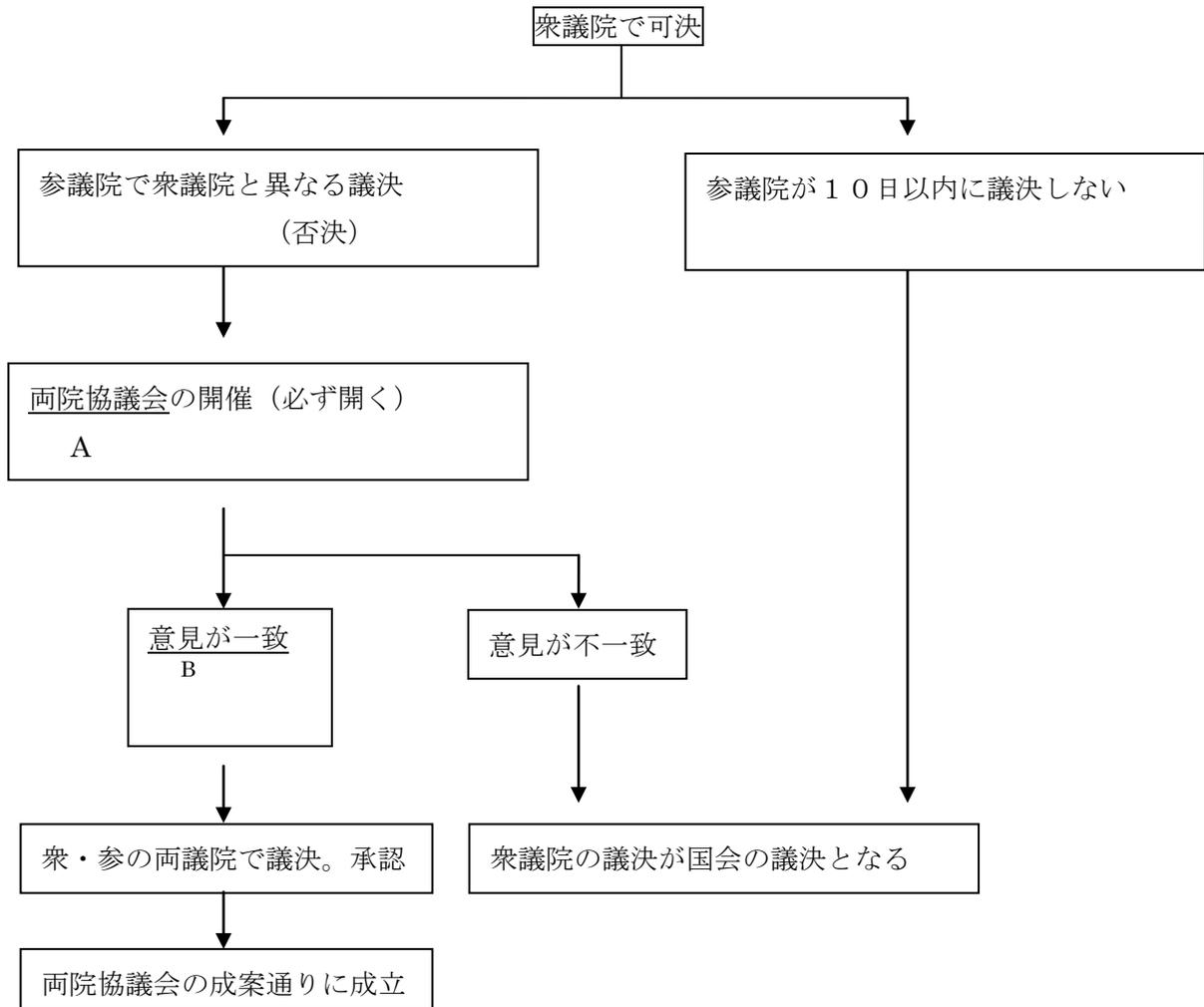
本書の一部又は全部につき、無断で複製、複写その他の方法で記録されると、著作権等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

〈67条〉

内閣総理大臣の指名



A 「必要的両院協議会」という

B 「両院協議会の成案」という

**けんちゃんの参考資料****〈両院協議会について〉**

- 各議院の各々10人の委員からなる（国会法89条）
- 秘密会で行われる（国会法97条）
- 表決は出席議員の過半数であるが、協議案が両院協議会の成案となるのには出席議員の2/3以上が必要（国会法91条・92条）
- 任意的両院協議会の開催  
原則：衆議院が開催を求める事できる。  
例外：参議院先議の法律案を衆議院が修正して参議院に回付し、その回付案に参議院が同意しなかつた時に限り参議院は両院協議会の開催を求める事ができる。  
但し衆議院は拒否もできる（国会法84条②）
- 必要的両院協議会の開催
  - i 予算の議決 ←衆議院の求めにより必ず開催（国会法85条①）
  - ii 条約の承認 ←先議の院の求めにより必ず開催（国会法85条①②）
  - iii 総理大臣の指名←参議院の求めにより必ず開催（国会法86条②）

**3. 国会議員の地位****（2）不逮捕特権**

〈50条〉

- 不逮捕特権は緊急集会中の参議院議員にも及ぶ
- 国会議員の不逮捕特権

**【会期中】**

原則：逮捕できない

例外：以下の時はできる

- ①院外における現行犯逮捕
- ②議院の許諾ある場合

**【会期前】**

原則：逮捕できる

例外：議院の要求あったら会期中は釈放

**（3）免責特権**

〈51条〉

- 私語や野次については責任が及ぶ
- 責任を問われなくても、所属政党からの制裁を受ける事はありえる。

**けんちゃんの参考判例**

(最判 H9. 9. 9)

**事案**

衆議院の委員会で国会議員の質問によって名誉を棄損された病院長がその後自殺したため、その妻がその国会議員に対して民法の不法行為に基づく損害賠償請求、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償請求をした

**判旨**

(1) 国会議員に対して

国会議員として職務上なされたことが明らかであるから、仮に違法であるとしても国会議員個人は責任を負わない

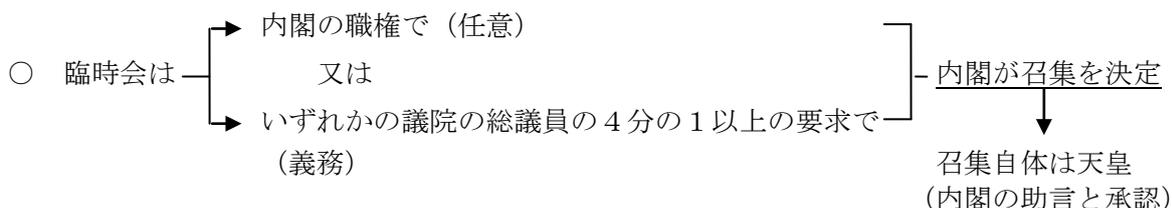
(2) 国に対して

国の損害賠償責任が肯定されるためには、その国会議員が①職務と無関係に違法または不当な目的をもって事実を適示した場合、②あえて虚偽の事実を適示して国民の名誉を棄損した場合など、国会議員に付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したと認められる特別の事情を必要とする

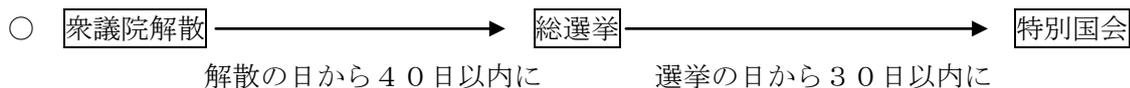
**3 国会の活動**

1. 会期

〈53条〉



〈54条①〉



- 特別国会は、内閣が衆議院の解散権を行使し総選挙が行われた時に開かれるもので、衆議院の任期満了に伴う総選挙には開かれない。  
衆議院の任期満了に伴う総選挙後に開かれるのは臨時国会
- 特別国会に関して、参議院には定めなし
- 衆議院議員全員が職を失う時には2種類ある
  - i 内閣が衆議院を解散させた時 (69条)
  - ii 衆議院議員の任期満了 (4年: 45条)
- 原則: 会期不継続の原則  
例外: 常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件については、閉会中もなお、これを審査することができる。(継続審議という) (国会法 47条②)

2. 緊急集会

- 原則：同時活動の原則
- 例外：参議院の緊急集会

#### 〈54条②〉

- 緊急集会を開く権能あるのは、内閣のみ（議員からは求められない）
- 緊急集会で審議される内容は「緊急の必要のある案件」である。  
よって、緊急の必要さえあれば「予算」「法律」に関しても審議・議決はできる。

#### 〈54条③〉

- 「同意がない場合に効力を失う」のであって  
「同意を得た時に効力が発生する」のではない
- 効力を失うとは、「その時から将来に向かって効力を失う」のであり  
「決定した日まで遡って効力を失う」のではない

### けんちゃんの参考資料

#### 【任期満了後の総選挙における緊急事態】

衆議院議員の任期満了による総選挙の場合は、通常は任期満了前 30 日以内に行われるため（公職選挙法 31 条 1 項）、選挙期間中でも衆議院議員の身分を失わないので、緊急集会の問題は生じない。しかし、任期満了前の選挙期間が国会閉会後から 24 日取れない場合は、例外的に国会閉会の日から 24 日以後 30 日以内とした上で衆議院議員の任期満了後に総選挙が行われる可能性もある（公職選挙法 31 条 2 項）。そのため、解散後の総選挙の場合と同様に衆議院議員が不存在となる。しかし、憲法 54 条は、緊急集会を衆議院が解散された場合としていることから、任期満了後から衆議院議員が選出されるまでの間に衆議院議員が存在しない状況において国に緊急の必要がある事態が発生しても、緊急集会を開くことができないとされる。ただし明確に緊急集会を禁止する規定が存在するわけではない。

#### （公職選挙法 31 条）

- 1 衆議院議員の任期満了に関する総選挙は、議員の任期が終る日の前 30 日以内に行う。
- 2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から 23 日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から 24 日以後 30 日以内に行う。
- 3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から 40 日以内に行う。
- 4 総選挙の期日は、少なくとも 12 日前に公示しなければならない。
- 5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に関する総選挙の公示は、その効力を失う。

## 3. 会議の原則

(1) 定足数と表決数

けんちゃんのまとめ

〈会議の原則〉

定足数	議事・議決の定足数は総議員の3分に1以上
表決数	原則：出席議員の過半数 ※可否同数の時は議長が決する 例外：① 出席議員の3分の2以上 (1) 議員の資格争訟の裁判で議員の議席を失わせる場合 (2) 秘密会を開く場合 (3) 議員を除名する場合 (4) 法律案を衆議院で再可決する場合 ② 総議員の3分の2以上 (1) 憲法改正の発議

(2) 公開

〈57条①〉

- 会議は、原則：公開  
例外：出席議員の3分の2以上の議決した時は秘密会

〈57条②〉

- 会議録は

		記録の保存	記録の公表	記録の頒布
通常の会議		○	○	○
秘密会	通常の記録	○	○	○
	特に秘密を要すると認められるもの	○	×	×

4 国会と議院の権能

1. 国会の権能



(5) 弾劾裁判所の設置

〈64条①〉

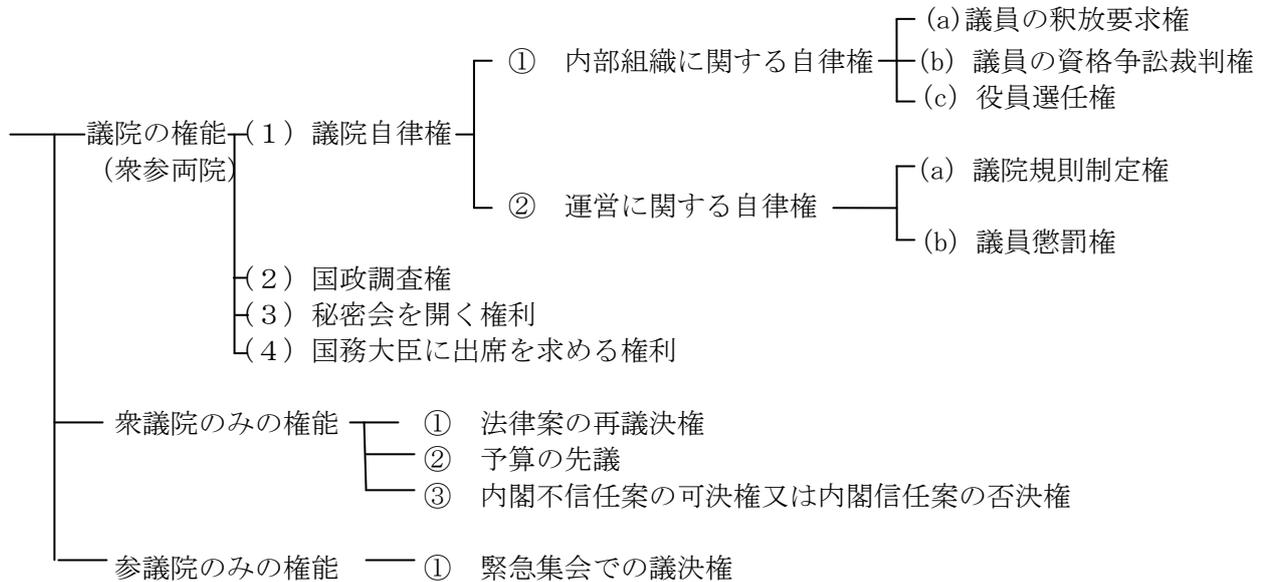
- 弾劾裁判所は終審としての裁判ができ、設置は国会の権能  
 ↓  
 (行政機関・司法機関が行う事できない)  
 弾劾裁判所の判断が最終。の意

〈64条②〉

- 主な裁判官弾劾法

- i 弾劾裁判の対象は裁判官のみ
- ii 弾劾裁判所は両議院の議員各々7人ずつで組織する
- iii 弾劾裁判所で罷免された裁判官はその判決に関して司法裁判所には出訴できない

## 2. 議院の権能



### (1) 議院自律権

〈55条〉

- 資格争訟の裁判とは、当選した議員が、法定の被選挙権（プリント P50）を有しているか、兼職を禁じられた公職に就いていないかどうかについてする裁判の事を言います。  
実際には選挙の際に審査されるため、このような事態はほとんどないです。  
（資格訴訟とは書かない事に注意してびよん）
- この裁判に不服があってもその議員は裁判所に出訴できない。

〈58条①〉

- その他の役員とは、副議長・仮議長・常任委員長・事務総長を言う（国会法16条）

〈58条②〉

- 懲罰とは、戒告・陳謝・登院停止・除名の4種を言う

### (2) 国政調査権

〈62条〉

- 国政調査権の行使方法は、
  - i 証人の出頭と証言の要求（証人喚問）
  - ii 記録の提出の要求
  - iii 議員の派遣（国会法103条）
- 犯罪捜査で利用される強制手段は認められていない（例：搜索・押収・逮捕）
- 明治憲法には国政調査権制度はなかった

けんちゃんのまとめ

〈議院の権能〉

衆参両院が有している権能		衆議院のみが有している権能	参議院のみが有している権能
(1) 議院の自律権			
① 内部組織に関する自律権	② 運営に関する自律権		
(a) 会期前に逮捕された議員の釈放要求権 (b) 議員の資格争訟の裁判権 (c) 役員選任権	(a) 議院規則制定権 (b) 議員懲罰権		
		(2) 国政調査権 (3) 秘密会を開く権利 (4) 国务大臣の出席を求める権利	
		① 法律案の再議決権 ② 予算の先議 ③ 内閣不信任案の可決権又は内閣信任案の否決権	① 緊急集会での議決権

## 第4章 内閣

## 1 行政権の意義

〈65条〉

- 条文に「すべて」と、ないことから 全ての行政権が内閣にあるわけではない。  
(76条と比較)  
憲法が認める内閣以外の行政権として「会計検査院」がある(90条)  
また、独立行政委員会もある。

## 3 内閣の組織

〈66条①〉

- 内閣は、総理大臣と14人以内の国务大臣(特別の必要ある時は17人以内)により組織され、一体となって行動する。



内閣は閣議に基づいて職権を行使する。閣議の意思決定方法は全員一致による(内閣法4条)

- 国务大臣は内閣の下に設置される1府12省庁の主任の大臣として行政事務を担当する。  
(国务大臣の中には行政事務を担当しない無任所大臣も認められている)



広義には各省大臣以外の大臣を指し、内閣官房長官、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣も含まれるが、狭義ではこれらを除いた、どの行政機関をも管掌しない大臣を指す。



### 【1府12省庁】

府(1)：内閣府

省(11)：総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

委員会(1)：国家公安委員会

(注) 国家公安委員会は警察庁を管理するため庁と数える。

## 2. 国务大臣

〈68条①②〉

- 内閣総理大臣の指名権は国会にある(67条)  
国务大臣の任命・罷免権は内閣総理大臣にある